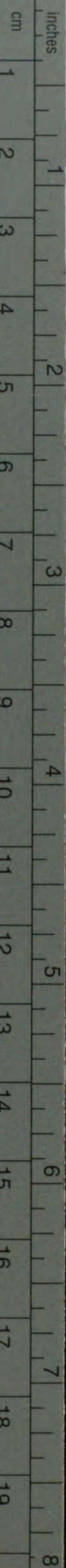


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

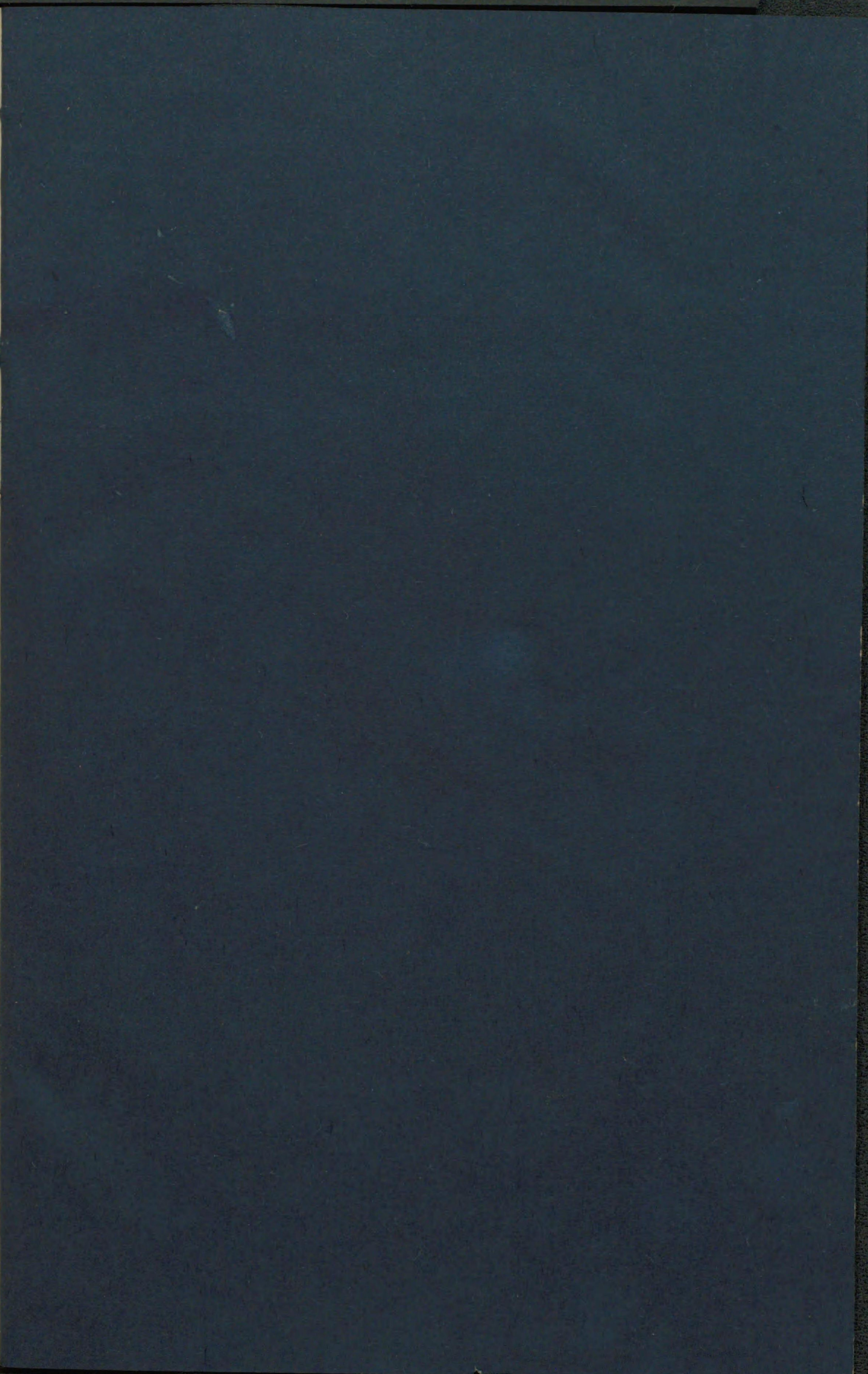


098
42
4止

帙入

尊經閣
叢刊
古事記解説

Blank page with faint bleed-through text from the reverse side.



前田本古事記解説

尊經閣叢刊昭和丁丑歲頒行の一として、前田侯爵家藏古事記三卷の複製成れり。今原本の概要を記して解説に代へむとす。

前田家藏の原本は、縦八寸九分五厘、横六寸九分、楮紙袋綴の三冊本にして、赭色表紙の左上端に題簽あり。各冊巻首に「金澤學校」の朱印を捺す。白木桐箱蓋面に書名を題し、その傍に

古鈔本有慶長十一年祐範跋據之此本嘗經
天覽者也

と記せり。上巻の末に

大永二年五月十七日以家傳本令書寫加校合訖敢勿許外見矣



正三位卜部朝臣兼永

とあれば、本書は卜部家所傳の本を寫したるものなること疑なし。兼永は釋日本紀にも署名の見ゆる人にして、從二位兼俱の子、平野社の預なり。一族兼緒嗣子なかりしにより、これが養子となり、神祇大副に任ぜられ、從三位に叙せらる。天文五年七十にして卒せりといふ。又下卷の末に

古事記舊事紀兩本從 禁裏様御尋之旨一乘院様被仰出之條愚本進上之處即達 叡覽豈非眉目乎其後經數日被返下早最可爲累家鴻寶而已

慶長十一年_{丙午}六月 日

祐 範 (花押)

とあり、更に

古事記舊事紀兩部 勅本一乘院様被仰出之條致懇望全部眞

名假名朱墨點以下遂校合最可爲證本而已

慶長十二年_{丁未}潤四月中旬

祐 範 (花押)

とあるによれば、本書は、慶長十一年天覽に供へ奉り、翌年更に勅本によりて文字朱墨點傍訓等全部の校合を遂げたるものなることを知る。なほ上卷の末尾に

慶長十二年_{丁未}潤四月上旬以 勅本校合早

とあり、中、下卷の末尾に、それぞれ

_{丁未}潤四月上旬以 勅本校合早

とあり、かつ大永の奥書の肩に「勅本無此奥書」と註記しあれば、この勅本によりて校合せしといふ事實は、益々確實にして疑ふ餘地なし。

右奥書を按ずるに、その文中に禁裏様とあるは、後陽成天皇の御事にして、一乘院様とあるは、興福寺寺務大僧正尊

政准後の事なり。又識語の筆者祐範は、春日社正預にして、その慶長十年の日記「春日正預祐範記」は、續群書類從神祇部に收めらる。これ等によりて、本書は卜部家より、春日社司の家に傳はり、
後陽成天皇の叡覽に供へ、かつ勅本を以て校合を遂げし、頗る由緒ある本なることを知るなり。

二

日本書紀は、平安時代より正史として朝廷に重んぜられ、これが古寫本又は古註釋書の傳來するもの亦尠からず。然るに古事記は、神道者以外にはほとんど顧みられざりし事情によるか、わづかに、伊勢の神道家に傳へられしと考へらるる所謂伊勢本、及び卜部家に傳へられし本の二系統の外には、わづかに尾張眞福寺藏の古寫本を傳ふるのみにして、古代の研究書も亦甚だ少し。

かく古事記には現存寫本甚だ少きが上に、眞福寺本・伊勢本同一本を除く諸本は、書寫年代古からざるのみならず、傳來の系統も亦必ずしも明確ならず。然るに、ひとり前田家本は、卜部家所傳本たる由の明證あり、而もその系統中最古の寫本にして、同系統の他の諸本に比し、特異の點少からず。且、伊勢本の如き零本に非ずして三卷完備せり。本書が古事記の原典研究上貴重なる資料なること贅言を要せざるべし。今學術研究上注意に値する諸點につきて聊か略説を試みむとす。

先づ第一にあぐべきは、祐範のものせる校合によりて、勅本の本文を知り得らるる點なり。此等の校合は、上卷に於ては墨色の上より容易に看取せらるるも、中下兩卷に於ては必ずしも然らず。今明かに勅本による校合と思考せらるるものの中若干を抄出すれば左の如し。

三丁、ウ、六行 「弁^井」の 「井」
四、オ、二、 「固^{固イ}」の 「固^{固イ}」
五、ウ、五、 「金^{全殿}以音」の 「全」
七、オ、九、 「大野乎」の 「手^{手イ}」
十、ウ、一、 「悔哉^{クエラクハ}」の 「クエラクハ」
十六、ウ、一、 「大御神告」の 「造^造」
廿二、ウ、四、 「其菟白^自」の 「自」
廿八、ウ、九、 「遠津山岬帶^神」以前の 「神」
卅、オ、二、 「次年^御・神」の 「御」
卅七、オ、一、 「伊湏^受・能」の 「受」
卅八、オ、七、 「天^天」の 「天」

四二、ウ、五、 「命^今臨」の 「今」

中卷

四丁、ウ、九行 「矛^弟由氣」の 「弟」
九、ウ、九、 「余曾多本比賣」の 「毗」
廿一、オ、二、 「宗^{字イ}斯王」の 「字^毗」
廿三、オ、二、 「固^{因殿}甚凶醜」の 「因^殿」
廿九、ウ、四、 「恒^念命」の 「念」

下卷

廿二丁、オ、七行 「問^問イ歡」の 「問」
廿六、ウ、六、 「大^火穗王」の 「火」

これ等の校合を、現存諸本の本文に比較して、勅本の性質を見るに、

勅本そのものも實は卜部家本の一種にして、前田家本よりも一般に流布したる本なりしならむと想像せらる。勅本は、卜部家本の原形を推定せむとするにあたりて、有力なる一資料となすべきものなり。

三

前田家本につきて第二に注意すべきは、勅本との校合以前に、この本に已に校異の存したることなり。普通正保本と稱せらるる神宮文庫藏の一本は、未だ勅本との校合のなされざる以前の前田家本に最も近似せる本文を有す。今この本を見合せ他の諸本を参考して、前田家本に本來存せしと思はるる校異の中、主なるものを抄出すれば左の如し。

上卷

十七丁、ウ、一行 「開開敷天石屋戸」の 「閉閉敷」



前田廿一、ウ、一、布敷「帝耳上神」の「布敷」
廿一、オ、二、那敷「有那理」の「那敷」
同、金那敷「思兼神」の「金」
廿八、オ、二、天イ「比良夫具」の「天イ」

中卷

五丁、オ、九行 「忍故」の「坂」
十三、ウ、八、 「母丹」の「丹」
廿三、ウ、七、 「伊那毗」の「上」
同、亦「次名」の「亦」
廿八、オ、一、 「國之岐故」の「故」
同、五、 「夜迹彼母」の「被」
同、到「引坐」の「到」

四三、オ、七、イ「凡取」の「イ」

下卷

三丁、オ、三行 「謂聖帝止甲也」の「イ無兩字」

四、オ、六、八 「兒嶋之」郡イ 「郡イ」

四、ウ、九、本無二字 「迦豆良紀」の「豆イ」本無二字

十五、ウ、九、 「枯松」樹豆イの「樹」

これ等の校異は、卜部家本系統の諸本の本文の複雑なる關係を示すものにして、原本の形を推定する上に有力なる資料として注意すべきものなり。例へば、下卷三丁表の「謂聖帝止甲也」なる一文には、「止甲」の二字なきものを異本として取扱へるが、卜部家本系統の諸本は大體前田家本に一致すれども、ひとり正保本、猪熊家本のみは、かへりて

異本の本文に一致するが如きこれなり。(但し前者は、「謂」を「課」に誤りて「謂敷」と傍書せり。後者は「謂聖帝世也」と正しく書きたり。眞福寺本に「謂聖帝世上申也」とある事と共に注意すべきなり)

四

前田家本につきて第三に注意すべきは、他の諸本と異なる特殊なる字句を有する點なり。今その中の重要なもの二三をあぐれば左の如し。(圈點筆者)

上卷

十三丁、ウ、六行 「所成者也」(諸本「所生者也」とあり)

十七、ウ、一、開敷「開天石屋戸」(諸本「開」とあり。前田家本に「開敷」と傍書せるは、正保本に「開」とある事と共に注意すべきなり)

廿三、オ、五、 「大山都見神」(諸本「大山都津見神」に誤れり。異系統

の眞福寺本、伊勢本、同一本に「大山津見神」とある事と共に

注意すべきなり

廿三、ウ、七、
「亦來日」アケルヒ（諸本「亦」を「赤」に誤り、「赤來」の二字を「アケル」）

又は「アカル」と訓めり。眞福寺本・伊勢本同一本は前田家本

十、ウ、ウ、二、ウ、三、行、
「亦」と同じく「亦」とありて正し

廿六、オ、三、
「須勢理毗賣」（諸本「世」とあり）

上卅一、オ、七、
「思兼神」（諸本「金」とあり）

中卷

二、丁、ウ、二、行、
「從其國推上行之時」（諸本「推」なく前田家本も消す

印あり。これ正しかるべけれど、從來意味の判然たらざる

眞福寺本に見ゆる「椎御本」の校異の意味も察知せられ、御

本の性質を窺ひ得るは注意すべきなり

五、オ、五、
「許波佐婆」（諸本「彼」に誤る）

同、六、
「許波佐婆」（諸本「婆」に誤る）

六、ウ、四、
「白樞原宮」（諸本「檮」とあり）

十六、オ、六、割註
「意富多々泥古神」（諸本「命」とあり）

同、八、
「自麻下……」（諸本「摩」とあれど本文には「麻」とあり）

廿五、ウ、三、
「小碓命」（諸本「小」を脱す）

これ等の中、今遽に前田家本に従ふを躊躇するものもあれど、卜部家系統の諸本皆誤り、ただ前田家本のみ正しくして従ふべきもの多し。又前田家本のみにあらざるも、卜部家諸本中に文字の異同ある時、前田家本等に従ふべき例に至りては枚擧するに違あらず。嘗て本居宣長は、自己の識見によりて、諸本の誤字、脱字を補訂したり。その補訂に必しも従ふべからざるものもあれど、その訂正の前田家本により

て證せらるるあり。しかも宣長は未だ前田家本を見ずして、本文の推定を試みたるなり。彼の推論は前田家本によりてはじめて確實なる根拠を與へられたりと云ふべく、ここに本書の價値を認め得べし。
又前田家本五ふつるさるるよす流家本中文字の異同を判
定前田家本につきて第四に注意すべきは、特殊の異體字の存する點なり。この異體字は、眞福寺本にも見ゆる所なるが、今その中主要なるもの一二をあぐれば、

蕙——荒（眞福寺本も「蕙」諸本「荒」以下之に準ず）

斤——片

釵——釵

糸——亦

又——又

哭——哭
車——車
訓——訓（眞福寺本にも一二有れど前田家本の如く多からず）
等尠からず。これ等の異體字は、字體そのものの研究資料たるのみならず、解釋上にも往々有力なる暗示を提供する事あり。例へば、「詭」の字體は、「爪」を「川」の異體字となす説の傍證となし得べきが如きこれなり。即ち序文中に「化熊出爪」なる不可解の句ありて、（從來「ツメライ」度會延佳は「爪」は「水」に作るべきか、或は「派」の誤かと云ひ、宣長は「山」若しくは「穴」の誤なりとし、田中頼庸は眞福寺本の用例並に山田以文校本に據りて、「川」と判定したるが、「詭」の異體字「詭」によりて、頼庸説の是なるを證し得べきなり。）
（「川」を「爪」と書ける直接の例證は眞福寺本下）
（卷宣化天皇の條に「爪内之若子比賣」とあり）

前田家本につきて次に注意を要するものはその本文中の詳密なる、訓點、返點、接續符の類なり。眞福寺本には數ヶ所を除き、ほとんど訓點なく、伊勢本には返點、接續符及び訓點を施したれども、前田家本の如く詳密ならず。是等はひとり前田家本に限らず、卜部家本系統の諸本には、ほとんど共通して認めらるる所なるが、その間に繁簡の差あれども先づ大體相違なき點より推せば、恐らく卜部家に傳へし特殊の訓點を示すものならむ。これ等の訓點は必ずしも悉く正鴻を得たるものとは云ふべからざれど、卜部家に於て採用せし古き訓點を傳ふる確實なる資料なるが故に貴重とすべきものなり。ことに本文の漢字に即せざる訓を附したる場合、及び本文の漢字が諸本相互の間に異同あるにかかはらずその訓のみ一致せる場合等は、特に重要視せざるべからず。例へば、

上卷

十九丁ウ、六行

「今其」

（卜部家本系統の諸本は大體前田家本に同

じきも、且」とある本もあり）

卅一、オ、二、

「有那理」

那敷

（卜部家本系統の諸本は皆「那理」を「ケリ」と

訓ず。

祕閣本は「那」の字體にして前田家本に同じ

「神谷本に「那」とあるは私意によりて改

めたるなり。宣長が「那」と改めたるは非にして「有那理」と文

字通り讀むべきなり）

中卷

廿三丁オ、三行

「漸言」

同、八、四、

「漸而」

（卜部家本系統の諸本は大體これと同じ。「漸」

は「ハヅ」と訓ずべく、かく訓みてここの文意通ずれど、「漸」の

文字と誤りて訓を施せるなり。即ち漢字の正しくして訓

神谷本の正しからざる一例なり。神谷本が「ハチ」とせるは私意に
よりて改めたるなり。都久波赤ヲ袁殿（卜部家本系統の諸本すべて「赤をヲ」と
訓ず。赤は「袁」の誤りなるべければ漢字誤りて訓の正しき
本中巻は一例なり。神谷本は「赤を乎」と改めたり）
四四、オ、六、持渡モチテワタル（祕閣本、猪熊家本、神谷本、寛永印本等「特」の字
に「モチテ」と訓を附したり）
下巻
十五、丁、オ、二、行、將心タクムココロ（諸本「特」に「タノム」の訓ありて正し。正保本は
「將」を「タノム」と訓ぜり）
これ等は古事記の文字及び訓法の研究資料として貴重なるのみ

ならず、諸本の本文関係を明かにする上に重要な材料たるべし。

前田家本につきて更に注意すべきものは朱墨の註記なり。これ等
の註記は、ひとり前田家本に限らず、一般に卜部家本系統の諸本には
共通して存するものなり。されどその古さ若しくは確實さに於てこ
の本に優るものなく、卜部家、特に兼文の所説を尋ぬる上に缺くべか
らざる資料といふべし。今その註記の内容を見るに

- 一、記事の内容を標記せるもの、例へば
三月 隱身神御事 (上、四、ウ)
荒神 (中、三、オ)
三年 除人民之課役事 (下、二、ウ)

二、反切並に意義を示したるもの、例へば

二、玉篇之(誤)、惣倉公切石以玉(上、十四、ウ)

鯨巨京切
墨刑也

(中、七、ウ)

楯玉云所六
切標也 (下、十六、オ)

三、日本書紀、舊事紀の記事を掲げて對比せしめたるもの、例へば

一、日本紀云時神吐毒氣人物咸疫(中、三、オ)

二、舊事本紀次彦八井耳命(下略)(中、八、ウ)

三、兼文又は兼益の案を記したるもの、例へば

四、兼益(真福寺本には「兼文」とあり、之に従ふべきか。但し卜部家本系統の本はすべて「兼益」とあり。)案日本紀曰(下略)(中、十九、オ)

五、裏書の文句を掲げたるもの、例へば

一、裏書——次建見兒王者(下略)(中、卅一、ウ)

二、裏書——兼益(真福寺本には「兼文」とあり)案之(下略)(中、卅六、ウ)

三、裏書——

右の中、二、四、五は最も注意を要するが、今これ等のすべての註記を真福寺本のそれに比するに、上下兩卷に於ては一致せず、中卷に於てはほとんど一致せる事は(真福寺本の註記はほとんど前田家本にあり)四、五の類の註記が中卷にのみ見ゆる事と共に、考ふべき事なり。

又、真福寺本中卷に札記四葉あり。中、二葉は兼文著「古事記裏書」の記載と一致せる事は既に先學の説きし所なれど、他の二葉は前田家本の註記と一致せり(三六丁ウ及四四丁オ)。是等の關係に就きては更に考察を加ふべきなるが、真福寺本中卷が上下兩卷と傳來を異にし、卜部家の人によりて書寫校合せられ、註記を加へられたるは忘るべからず。即ち、その奥書によれば、通議陰士卜が文永五年之を書寫し、同十年正議大夫卜が大殿祕本によりて校合せし本にして、この書寫者及校合者が、等しく卜部兼文なるべきことは從來より推定せられし所なるが、更に

前田家本の右の註記は一の傍證たり得べく、又眞福寺本中卷及び「古事記裏書」を考ふる上に於て、卜部家所傳本の明證ある前田家本は缺くべからざるものと云ふべし。

八

前田家本は、先きにのべたるが如く、卜部家に傳へられたる由の明證ある唯一最古の古寫本にして、學術上の價值高きものなれども、同時にまた誤脱も少からず。これ等の誤脱は、多くは書寫者の不用意に起因するものにあらずして、むしろ原本に存したるものを書寫に際してそのまま踏襲せしものと思はる。それ等の誤脱は、勅本との校合によりて、多くは訂正せられたり。今正保本と對照してそれ等の誤字の若干を次に抄出す。

上卷

(前田家本
勅本は)

(正保本)

廿三丁、ウ、四行

向——諸本 而是が正し。以下同。

廿六、オ、二、

婆——波

四二、ウ、五、

命——今

中卷

廿一丁、オ、八行

今——諸本 令

廿二、ウ、

答——益

廿九、ウ、八、

來——袁

同

赤——袁

卅オ、八、

和——知

卅八、ウ、一、

得——待

下卷

令=今=益=答=袁=來=赤=知=和=待=得

而=向=波=婆=今=命

三丁、オ、二行				
十五、オ、七、				
廿五、オ、四、				
廿七、ウ、四、				
	漏 <small>漏</small>	以 <small>以</small>	多 <small>多</small>	茅 <small>茅</small>
	<small>諸本</small>	<small>以下此</small>	<small>以下此</small>	<small>但し眞福寺本は「弟」に誤る</small>
	漏	以	多	茅
	—	—	—	—
	諸本	次	次	次
	滿	庶	庶	庶

次に前田家本には脱字、脱文を捕へる箇所も亦少からず。これ等を正保本に比するに、兩者一致するもの約卅箇所あり。是等の部分は、墨色の點よりして、明かに勅本によりて補へるものと推定せらる。

前田家本に見ゆる最も大部の脱落は、下卷の第十六丁裏にして、安康天皇の最後の部分を九字脱し（本來十字あるべきなり）、引續き、雄略天皇の最初の條をも脱す。即ち、第十六丁裏の第一行は、「……志自牟之」にて終り、第二行は、「其山之坂上……」より始まり、「志自牟之」の後に續くべ

き「家隱身假（前田家本脱す）於」馬井牛耳也を本面下方に横書し、次の雄略天皇の始めの「大長谷若建命……」より、「其山之坂上……」にまで至るべき……坐於宮之時行立（古事記傳若くは「古訓古事記」の本文に従へば三四二字）までの三四四字を別紙に記してここに貼付せり。此の部は正保本にも脱したれば、祐範が勅本との校合に依りて、補筆したるものと考へらる。同じく下卷の輕太子の御歌の中に十一字の脱字あるを後に補へるは、十三丁ウ、三行正保本にも脱したれば、同じく勅本によれるものと思はる。其他の脱字は主として一字にして、大部に互るものにあらず。

右は前田家本に存する誤脱の主なるものなるが、これ等の誤脱は已に古き時代に於てなされたるものなれば、誤脱とは云へ、今は誤脱そのものが、なかなか貴重なる研究上の資料たるなり。

次に注意すべきは、前田家本に於て、崇神天皇より以下推古天皇まで、天皇崩御の干支年月日を記せる事なり(中九代は闕たり)。さきに渡會延佳及び本居宣長が、古事記の校訂をなすに當り、以上を刪りてより後、宛もこれなきが本來の面目なるが如き觀を呈せり。然れども刪れるはかへりて古本の面目を失へるにて、日本書紀のそれに比してよき研究資料たるは、既に先學に説きし人あるが如し。而して現存諸本何れもこれあり。ことに眞福寺本及び前田家本の如き古寫本にあるは、延佳宣長の校訂の非を正し、古本の本來にかへすべき、よき證例なりと云ふべし。

一〇

前田家本は大體に於て完全に保存せられ、文字の讀み解き難き破損の部分はなしと雖も、なほ蟲蝕のため、明瞭を缺くもの全く之無し

とせず。今不明瞭の箇所を摘出し、殘存せる墨痕をたどり、これに同系統に屬する他の諸本を見較べ、以てかくありしと思はるる原形を推定すれば左の如し。「」を以て示したるは蟲蝕のため不明につき假りに推定せる文字なり。

上卷

六丁、オ、九行

是亦不入

十五、オ、五、

黠之哭

十七、オ、五、

吐散登許會

十八、オ、五、

丹寸手

十九、ウ、一、

覓上往者

廿一、オ、九、

布怒豆怒神

廿二、オ、九、

塩海

上下

廿三、ウ、一、

其大神

四一、オ、五、

其女

中卷

二丁、ウ、頭註

爲海導者

十、ウ、七、割註

男王五

廿一、オ、頭註

應

廿二、ウ、同

礪「若扁切」
石聲也

廿五、オ、同

批「疾貫切」
無批木

廿五、ウ、同

批「脾胎切」
批杷果名

廿六、ウ、同

菝「古胡切」

下卷

十六丁オ、二行

詔其大長谷王

十八、ウ、頭註

青摺衣

廿七、オ、九、

倉太王敷命

本居宣長の古事記研究以前に於て、版本として世に現はれたるは、僅に寛永廿一年刊本と貞享四年刊本(度會延佳校「鼈頭古事記」との二部にすぎず。前者は卜部家本系統の或種のもを刊行せしものと考へられ、後者は古事記の諸本の外に書紀舊事紀等をも参照して校訂したるものなるが、校訂に供したる諸本に關しては何等明記せず。次いで宣長は數本を精査し、その深き學識と高き見識とによりて卓拔なる業績を完成したり。しかるに當時に於ては、宣長の好學を以てするも、なほ加賀家の祕庫は之を窺ふ事能はず、前田家本はつひに彼の校訂に洩るるに至れり。その後伴信友・内山眞龍・山根輝實・谷森種案・大

澤清臣等の諸學者は諸本を集めて校合本を作りしが、未だ前田家本の存在は知られざりき。又その後、諸本を採集する事最も廣く、かつ最も異色ある田中頼庸校訂の「校訂古事記」(明治二十年刊)にも、井上頼國・本居豐穎・上田萬年三博士校訂の「校定古事記」(明治四十四年刊)にも、前田家本の名は未だ見えず。しかるにこれよりさき其の校訂者の一人なる井上頼國の好著「古事記考」(明治四十二年刊)にはじめて「前田侯爵家本」として眞福寺本・伊勢本・同一本に次で、解説を施され、ここに前田家本は學界にあらはるるに至れり。頼國は其の奥書を掲げ、祐範に就ても言及し、自らも亦一本を書寫したり。その本は今無窮會文庫にあり。後増補版刊行の際(大正五年)、「古訓古事記」を底本として、上巻のみの校異を附載したるが、この中に前田家本も採用せられたり。これ、前田家本が校合に用ゐられたる最初ならむ。されど宣長の校訂本が定本とせらるる現狀に於

ては、古事記諸本に關する考察の如きほとんど顧みられず、「古事記考」に於ける解題以上に前田家本を學問的に闡明したるものあるを聞かず。又、その後、於て古事記の校合校訂に本書を用ゐたるは、只わづかに新版國史大系所收の「古事記」(昭和十一年刊)等にすぎず。然るに「古事記考」の校異に於ても、國史大系本の校訂に於ても、前田家本に關して未だ全く誤り無きを保し難く、かつ學界の前田家本に對する認識も未だ「古事記考」の解題の範圍を出でざる今日、この複製本の廣く學界に貢獻する所甚大なるべきは想像するに難からず。

本稿を草するにあたりては、文學士井上誠之助氏の熱心なる助力を得たり。ここに記して感謝の意を表す。

昭和十二年六月

